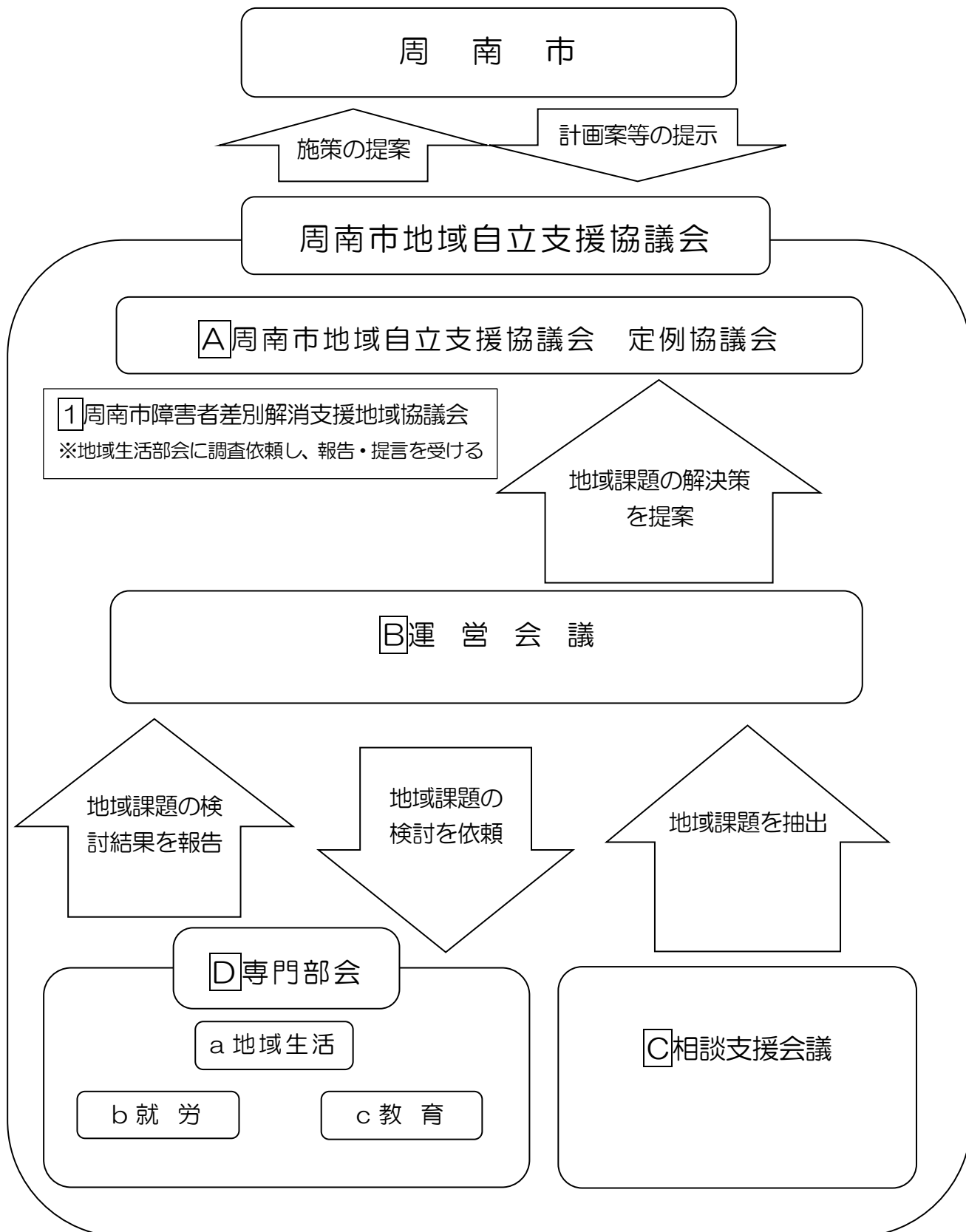


周南市地域自立支援協議会の概要

- (1) 経緯 障害者総合支援法第89条の3に基づき、平成19年5月に設置
- (2) 目的
 - ・地域の障害福祉に関するシステムづくりについての協議
 - ・障害福祉の計画の策定及び進行管理について、広く市民の意見を反映する
- (3) 構成図



(4) 地域自立支援協議会を構成する会議の機能

会議の名称	機 能	人員構成等
A 定例協議会	<ul style="list-style-type: none"> 各機関の代表者レベルの協議 地域の現状や課題について地域の関係者（代表者レベル）が情報共有・協議 施策提言の場 	◇16名 障害者団体、医師会、福祉団体、総合支援学校、ハローワーク、など
1 周南市障害者差別解消支援地域協議会	○障害者差別解消に係る、以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> 相談事例等の情報共有 差別解消の取組みの共有・分析 関係機関間の連絡調整等 差別解消に係る周知・啓発に関する指導・助言 	◇A 定例協議会委員に同じ
B 運営会議	<ul style="list-style-type: none"> 協議会全体の方向性、日程等の協議 定例協議会の準備会議 地域課題の専門部会への振り分け 専門部会で検討された地域課題の解決策を、定例協議会に提案 障害者の福祉を考える集いの企画協議等 	◇4名 各専門部会部会長 3名 相談支援会議議長 1名
C 相談支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントのスキルアップに関する協議、活動 個別支援会議の開催による困難事例等の検討 障害者からの各種相談を受ける立場から、地域課題の抽出、整理 	◇15名程度 指定特定相談支援事業所 障害者就業・生活支援センターワークス周南
D 専門部会	a 地域生活部会 <ul style="list-style-type: none"> 障害者が地域社会で生活することについて、関係者（実務者）を中心とした情報共有、課題協議、活動 	◇10名程度 指定特定相談支援事業所、病院、障害福祉サービス事業所、ボランティア団体代表者、（社）山口県宅地建物取引業協会周南支部など
	b 就労部会 <ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労という側面から、関係者（実務者）を中心とした情報共有、課題協議、活動 	◇10名程度 障害者就業・生活支援センターワークス周南、防長交通株式会社、総合支援学校、病院、要約筆記者団体、保護者団体など
	c 教育部会 <ul style="list-style-type: none"> 教育という側面から関係者（実務者）を中心とした情報共有、課題協議、活動 発達障害に関する支援の取り組みの情報共有、課題協議、活動 	◇10名程度 教育委員会、総合支援学校、幼稚園関係者、保育園関係者、療育・発達支援機関、指定特定相談支援事業所、保護者など